

青運整第251号の2  
令和5年10月13日

公益社団法人 青森県トラック協会長 殿

東北運輸局青森運輸支局長



「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、令和5年9月28日付け東自技第304号により、東北運輸局長から別紙1のとおり通知があったので、了知されるとともに貴会傘下会員に対し周知いただくようよろしくお願いいたします。

【機密性 2】

20230928\_東自技\_通達\_10年

東自技第 304 号

令和 5 年 9 月 28 日

各運輸支局長 殿

各自動車検査登録事務所長 殿

東北運輸局長（公印省略）

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、令和 5 年 9 月 22 日付け国自基第 95 号により、自動車局長から別紙のとおり通知があったので、遺漏なきよう取り計らわれるとともに、管内関係者に対し周知されたい。

【別紙】

国自基第95号  
令和5年9月22日

各地方運輸局長 殿

自動車局長（押印省略）

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示」（令和5年国土交通省告示第969号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について」（平成15年10月1日国自技第151号、国自環第134号）を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれない。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。